

UBSブラジル・リアル債券投信(毎月分配型)／(年2回決算型)

追加型／海外／債券／自動けいぞく投資適用

【投資信託説明書(目論見書)のご請求、お申込は】

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号

【加入協会】日本証券業協会、

(社)日本証券投資顧問業協会、(社)金融先物取引業協会

【設定・運用は】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者、関東財務局長(金商)412号

【加入協会】(社)投資信託協会、日本証券業協会

(社)日本証券投資顧問業協会

UBSブラジル・リアル債券投信(年2回決算型)

第4期決算のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「UBSブラジル・リアル債券投信(年2回決算型)」は、2010年5月20日に第4期決算を迎えました(第4期:2009年11月21日～2010年5月20日)。当期については、期末基準価額は9,082円まで上昇しました。しかし、未だ10,000円を回復していないことに鑑み、収益の分配は見送らせて頂きました。何卒ご理解賜りたく、お願い申し上げます。なお、収益の分配にあてなかった利益の運用については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行ってまいります。

◎分配方針と当期の運用経過

当ファンドは、年2回の決算時(毎年5月20日および11月20日、休業日の場合は翌営業日)に、分配対象額の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して分配金額を決定します*。

*分配金は分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「分配方針」をご覧ください。

当期の当ファンドの基準価額は1.46%上昇しました。期中のブラジル・リアル建て国債市場は5.50%上昇(現地通貨ベース)*、ブラジル・リアルは対円で2.50%下落**しました。ブラジルの主要な経済指標が回復を見せ、インフレ圧力が高まる中、2009年7月以降8.75%で据え置かれてきた政策金利は4月28日の会合で0.75%引き上げられ、9.50%となりました。今後も追加利上げが実施されると予想される中、当期のブラジル・リアル建て国債市場の利回りは短期セクターにおいて上昇(価格は下落)した一方、長期セクターにおいて低下(価格は上昇)しました。ブラジル・リアルについては、2009年末のドバイ、ギリシャ等の信用不安や、年明けの中国の流動性引き締め措置などにより、期の前半は対円で下落しました。その後、ブラジルの好調なファンダメンタルズと相対的に高い実質金利から資金流入が続き、また米国の経済指標の改善や中国のGDPの高い伸び等から世界景気の回復期待が強まったこと等から、期の後半にかけて、堅調に推移しました。しかし期末の5月に入ると、ギリシャ債務問題の拡大からリスク回避姿勢が強まり、リアルは対円で下落しました。その後は米国の経済指標の改善と、ユーロ圏諸国がギリシャ救済パッケージで合意したことから、高金利の新興国資産を求める動きも見えましたが、市場の混乱は収まらないまま、リアルは対円で下落して期を終えました。

*2009年11月20日～2010年5月19日におけるJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド・ブラジルのパフォーマンス

**2009年11月21日～2010年5月20日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値

■ブラジル政策金利とリアル(対円)の推移 (2008年7月17日～2010年5月20日)

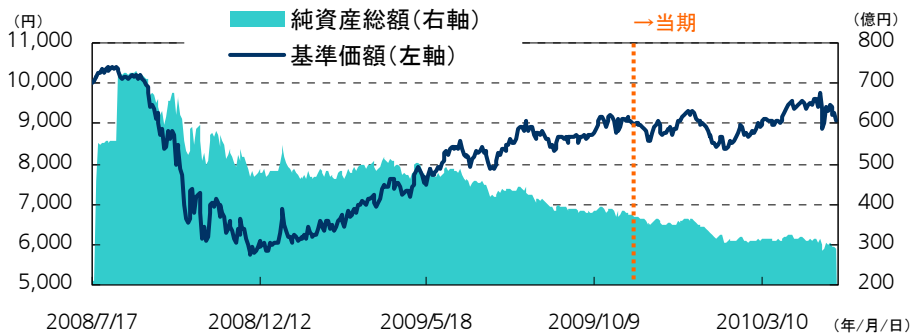


出所:ブルームバーグのデータを基に当社作成

左記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

以上を背景とし、当期の当ファンドの基準価額は1.46%上昇しました。また設定来の当ファンドの運用実績は下記図表の通りとなりました。当ファンドのマザーファンド組入れ銘柄の平均最終利回りは11.76%、デュレーションは1.64年(2010年4月末時点)となりました。

■設定来の純資産総額、基準価額の推移 (2008年7月17日～2010年5月20日)



当期末時点	
純資産総額(億)	287億円
基準価額	9,082円
設定来分配金累計	0円

基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

◎今後の運用方針

当ファンド運用チームは、当資料作成時点において、2010年のブラジルの政策金利は11.75%の水準まで引き上げられると予想しております。また、2010年ブラジルのGDP成長率とインフレ率をそれぞれ6.0%、5.5%と予測しております。

2014年にはサッカー・ワールドカップ、2016年には夏季オリンピック開催も控え、世界におけるブラジルの存在感は高まっています。4月28日の利上げは、ブラジルでは既にインフレが警戒されるレベルまで景気回復基調が鮮明となっていることを印象付けるものであり、ブラジルと日米欧間の金利差が更に拡大することとなります。金利上昇局面で債券価格は下落しますが、高い利回りや、中長期的なブラジル経済の力強い成長に着目したブラジル債券投資の需要・魅力は、一層高まるものと考えられます。

足元では、利上げ幅や利上げのタイミングが債券価格に与える影響や、大統領選挙(10月)戦、ギリシャの債務問題に伴う市場変動に注視しつつ、短めのデュレーション戦略を維持し、引き続き慎重な運用を行っていく方針です。

今後とも「UBSブラジル・リアル債券投信(年2回決算型)」をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上

ファンドのリスク

「UBSブラジル・リアル債券投信(毎月分配型)」および「UBSブラジル・リアル債券投信(年2回決算型)」は、マザーファンドへの投資を通じて主としてブラジルの債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また原則として円に対する為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは実質的に公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行(デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないうこと)が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

なお、当ファンドが実質的に投資を行うブラジルの債券投資には次のようなリスクおよび留意点があります。

格付けに関する留意点

ブラジルの債券は、格付けがより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。また、ブラジルの発行国としての信用力等の変化、あるいはブラジルの企業等の発行体としての業績や財務内容等の変化による格付けの変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。

経済状況および政治的、社会的な変化に伴うリスク

ブラジルにおいて、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、大きくなる傾向があると考えられ、また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。

流動性、制度、インフラストラクチャーに係るリスク

ブラジルの証券市場は、先進国と比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度(証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であると考えられ、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、元利金支払いの不履行および遅延等が生じた場合、投資資金の回収が困難となる可能性があります。また、市況動向の取引量等の状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

企業情報の開示等に係るリスク

ブラジルにおける企業情報の開示等の基準は、先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

■ その他の留意点

- ・ファンド資産を現地通貨建の短期社債および短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

- ・買付または換金の申込日が、サンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受付けません。

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご覧ください。

ファンドの費用 (詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

当ファンドのご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 直接ご負担いただく費用

買付手数料	買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675% (税抜3.50%) の率を乗じて得た額 ※自動けいぞく投資コースにおいて、収益分配金を再投資する場合は、無手数料になります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額

■ 間接的にご負担いただく費用

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.6275% (税抜1.55%)
その他の費用	監査報酬、受益権の管理事務費用、法定書類関係費用 (作成、印刷、交付等) 等を信託財産の純資産総額に対して年率0.1% (税込) を上限 (信託財産の規模等を考慮しかかる上限を随時見直し変更することがあります) として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。また、その他に、有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用 (信託財産に関する租税を含みます) 等を信託財産より間接的にご負担いただきますが、これらの費用は信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

お客様に直接および間接的にご負担いただく費用の合計額は保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

お申込メモ (詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

設定日	2008年7月17日
信託期間	2008年7月17日～2018年11月20日
決算日	<毎月分配型> 原則として毎月20日 <年2回決算型> 原則として毎年5月20日および11月20日 ※決算日が休業日の場合、翌営業日が決算日となります。
収益分配金	<両ファンド共通> 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益 (評価益も含みます) 等の全額とします。収益分配金額は、分配対象額の範囲で、各ファンドの収益分配方針に基づき委託会社が決定します。ただし、分配を行わないこともあります。収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
申込日	原則として、販売会社の営業日に受付ます。ただし、サンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、お買付およびご換金のお申込の受付は行いません。
買付価額	買付申込受付日の翌営業日の基準価額 (お買付代金は、原則として買付申込受付日から起算して6営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。)
買付単位	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または1万円以上1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金代金の支払日	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
受託会社	野村信託銀行株式会社
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の譲渡益に対して原則として課税されます。詳しくは、投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。なお、税法が改正された場合等には、内容が変更になる場合があります。